



公共工事前払金保証統計の見方

平成23年10月



東日本建設業保証株式会社



～目次～

1. 公共工事前払金保証統計とは (P2～5)
 2. 前払金保証統計に含まれる公共工事の範囲 (P6)
 3. 前払金保証統計の内容 (P7～14)
 4. 公共工事関連統計との比較 (P15～16)
 5. まとめ (P17)
- 参考資料 (P18～22)

1. 公共工事前払金保証統計とは

- ・公共工事前払金保証統計(以下「前払金保証統計」という。)は、前払金保証実績から、公共工事の発注動向を把握するために、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)の3保証会社合同で毎月作成しているもの。
- ・各保証会社の業務統計からの集計につき、推計的要素は一切含まない悉皆調査である。(H22年度約27万件)

(1) 前払金保証統計の特性

① 速報性に優れている

毎月中旬には、前月までのデータを公表している。

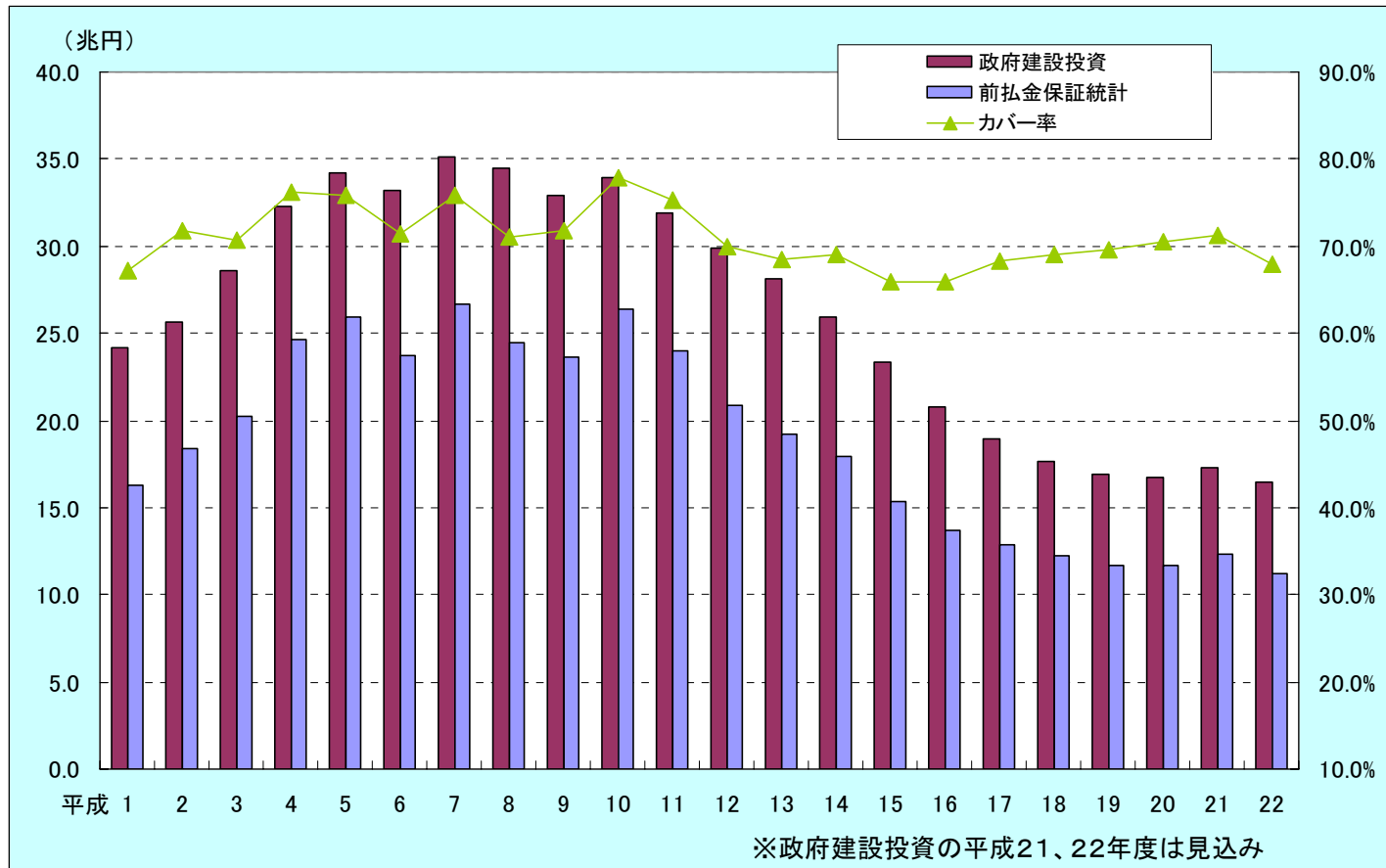
② 政府建設投資に対するカバー率が安定して高い

カバー率は、例年約**70%**。(次ページのグラフ参照)

※政府建設投資とは

国内の公共事業等に関する建設活動の実績(見通し)を出来高ベースで推計したもので、事業別の予算状況及び繰越率、支出率、地方財政計画等を参考にし、毎年、国土交通省が公表している。

(参考) 政府建設投資と前払金保証統計の推移



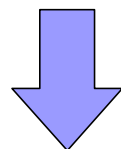
(2) 前払金保証統計の利用先(官公庁)

- ・内閣府…「月例経済報告」、「四半期別GDP速報」
- ・財務省…「全国財務局管内経済情勢報告概要」
- ・国土交通省…「国土交通月例経済」
- ・厚生労働省…「月例労働経済報告」
- ・日本銀行…「金融経済月報」、「地域経済報告」

等々…

2. 前払金保証統計に含まれる公共工事の範囲

- ・公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条1項で定められている。
(参考資料2(P20)参照)



- ①国、都道府県、市区町村、その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事、工事の設計、調査、測量
- ②国土交通大臣の指定するもの
(参考資料3(P21~22)参照)

3. 前払金保証統計の内容

- ・表1～表2
発注者別、工事場所別で集計したもの。
- ・表3～表4
発注者別、地区別の保証実績を時系列にしたもの。
- ・公共工事前払金保証統計の読み方
集計方法、特性、留意点等を表示したもの。

(1) 公共工事前払金保証統計の読み方

集計方法と特性	<ul style="list-style-type: none">①推計的要素は含まない悉皆調査。②速報性に優れている。③少額工事、その他保証対象とならなかった工事は含まれない。 ※建設企業が前払金を請求しなかったものも対象外。
留意点等	<ul style="list-style-type: none">①契約変更により請負金額に増減があっても、前払金に影響がない場合には、増減額相当分は計上していない。②継続工事等年度区分工事(債務負担行為工事)においては、前払金に対応する当該年度請負金額相当額を計上している。(P11の図を参照。)③本統計は、保証契約締結日で集計しているため、請負契約締結日との間には、若干のタイムラグ(概ね半月以内)がある。 ※ゼロ国債工事等は注意が必要。(P12の図を参照。)④累計等は年度区分。⑤発注者別の「独立行政法人等」は、独立行政法人のほか、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人等を含む。⑥発注者別の「その他」は第三セクター等。

(参考1) 継続工事等年度区分工事の取扱

(例) 23年4月請負契約、保証契約締結 工期末26年3月

請負金額全体(7.5億円)

前払金額全体(3億円)

23年度請負金額(2.5億円)

24年度請負金額(2.5億円)

25年度請負金額(2.5億円)

23年度
前払金額
1億円

24年度
前払金額
1億円

25年度
前払金額
1億円

23年度の前払金保証統計に含まれる

(参考2) ゼロ国債工事等の取扱

※ゼロ国債工事とは

国の債務負担行為工事のうち、初年度の支出がゼロのもの。
県ならば、ゼロ県債、市ならば、ゼロ市債という。

初年度の支出がゼロなので、前払金の支出も翌年度となるため、
請負契約締結日からのタイムラグが大きくなることがある。

(例) 23年2月1日請負契約締結、23年4月1日保証契約締結

22年度					23年度	
2/1	2/15	...	3/15	3/31	4/1	...

請負契約日



保証契約日

2ヶ月のタイムラグが生じる

(2) 件数、請負金額について

- ・件数は、1保証案件につき、1件とカウント。
※工期途中で、請負金額が増額になり、追加の前払金を保証しても、件数は1件のまま。
- ・請負金額は、当該工事の契約金額。但し、継続工事等年度区分工事の場合は、前払金に対応する当該年度請負金額相当額を計上している。

(3) 表1 発注者別保証実績表

・保証実績を発注者別に「国」～「その他」の6区分に集計したもの。

国	中央省庁(出先機関を含む)、国会、裁判所等
独立行政法人等	独立行政法人、国が出資している法人 ※高速道路会社のNEXCO等の特殊法人、国立大学法人等を含む
都道府県	都道府県(水道・交通等の公営企業部局を含む)
市区町村	市区町村(水道・交通等の公営企業部局を含む)
地方公社	地方公共団体が出資等を行って設立された法人で、その名称に「公社」の文字が用いられているもの
その他	その他の公共団体及び、国又は地方公共団体から補助金の交付等を受けている公益法人、地方独立行政法人等 ※事務組合、土地区画整理組合、社会福祉法人、財団法人、公立大学等で、いわゆる「第三セクター」を含む



(4) 表2 工事場所別・発注者別保証実績表

- 工事場所別と発注者別の保証実績をクロス集計したもの。
- 管内の公共工事の動向を把握するのに適している。



(5) 表3 発注者別保証実績表(時系列)

- ・発注者別の実績を年度別、四半期別、月別に時系列で並べたもの。

(6) 表4 地区別保証実績表(時系列)

- ・地区別の実績を年度別、四半期別、月別に時系列で並べたもの。

4. 公共工事関連統計との比較

(1) 公共事業関係費予算の予算区分(概略)による比較表

調査費	用地費 及び 補償費	事務費	測量設計費	工事費		附帯工事費	営繕費	宿舍費	船舶 及び 機械器具費
				請負費	委託費 諸資材費				
				前払金保証統計(3保証会社)					
				建設工事受注動態統計(国土交通省) 【公共機関からの受注工事】					
				政府建設投資(国土交通省)					
				公的固定資本形成(内閣府)					
				公共事業関係費					

※前払金保証統計の「船舶及び機械器具費」は、建造費部分が含まれる。(購入費は含まれない。)

※国土交通省が作成している建設総合統計は、建設工事受注動態統計と建築着工統計調査の調査結果を用いて作成した加工統計であり、統計のもれ補正及び各統計の概念に入っていない経費(事務費、測量・機械器具費等)を勘案した額とされているため、本表からは除外した。

(2) 公共工事関連統計の特徴

	前払金保証統計	建設工事受注動態統計	建設総合統計	四半期毎GDP速報の 公的固定資本形成
集計ベース	請負金額		出来高	
特徴	当年度の予算の執行状況を推測出来る		当年度の建設活動への投資状況を推測出来る	
発表機関	東日本建設業保証㈱等 3保証会社合同	国土交通省	国土交通省	内閣府
発表周期	毎月。翌月の15日までに発表	毎月。翌月末に速報、 翌々月10日前後に確報を発表	毎月。翌々月の15日前後に発表	四半期毎。翌々月の15日前後 に1次速報、その翌月10日前後 に2次速報を発表
調査対象	保証契約が締結されたもの全て (悉皆調査)	完成工事高規模に応じて抽出 した約1万2千業者	建設工事受注動態統計調査対象 業者+建築工事業業者	主に建設総合統計対象業者
集計方法	調査対象となったもの全てを加工 せず集計	調査実施の前々年度末における 建設業許可業者数(約51万業 者)に復元	建設工事受注動態統計と、建築 着工統計調査を加工して作成	建設総合統計と、前払金保証統 計を加工して作成
留意点	①継続工事等年度区分工事(債 務負担行為工事)は、前払金に対 応する当該年度請負金額相当額 を計上。 ②保証契約締結日で集計してい るので、請負契約締結日との間 にはタイムラグがある。 ③設計・調査・測量の取扱が含ま れる。 ④前払金のないもの、前払金を請 求しなかったものは含まれない。	①継続工事等年度区分工事(債 務負担行為工事)も、工事全体の 請負金額を計上。 ②請負契約締結日で集計。 ③設計・調査・測量の取扱は含ま れない。 ④前払金保証統計に含まれる、 特殊会社(東京地下鉄㈱、NTT 等)、公益法人、第三セクター等 の発注工事は民間扱いとなる。	①加工統計につき、各統計その ものの値とは一致せず、もれ補正及 び各統計の概念にはいっていない 経費等(例えば発注者経費)を 勘案している。 ②着工ベースもしくは受注ベ ースから出来高ベースへの換算は、工 事種類により予め決められた進捗 率に基づき行なわれるので、実際 の工事の進捗状況とは必ずしも 一致しない。	①1次速報では建設総合統計の 3ヶ月目の値が得られないので、 1、2ヶ月目の前年度比や、前払 金保証統計の実数値を元に推計 している。

5. まとめ

- ①前払金保証統計は、速報性に優れている。
- ②管内の公共工事の動向を把握するには「表2 工事場所別・発注者別保証実績表」が適している。
- ③前払金保証統計を他の公共工事関連統計と比較する際は、それぞれの集計方法や、留意点を踏まえる。

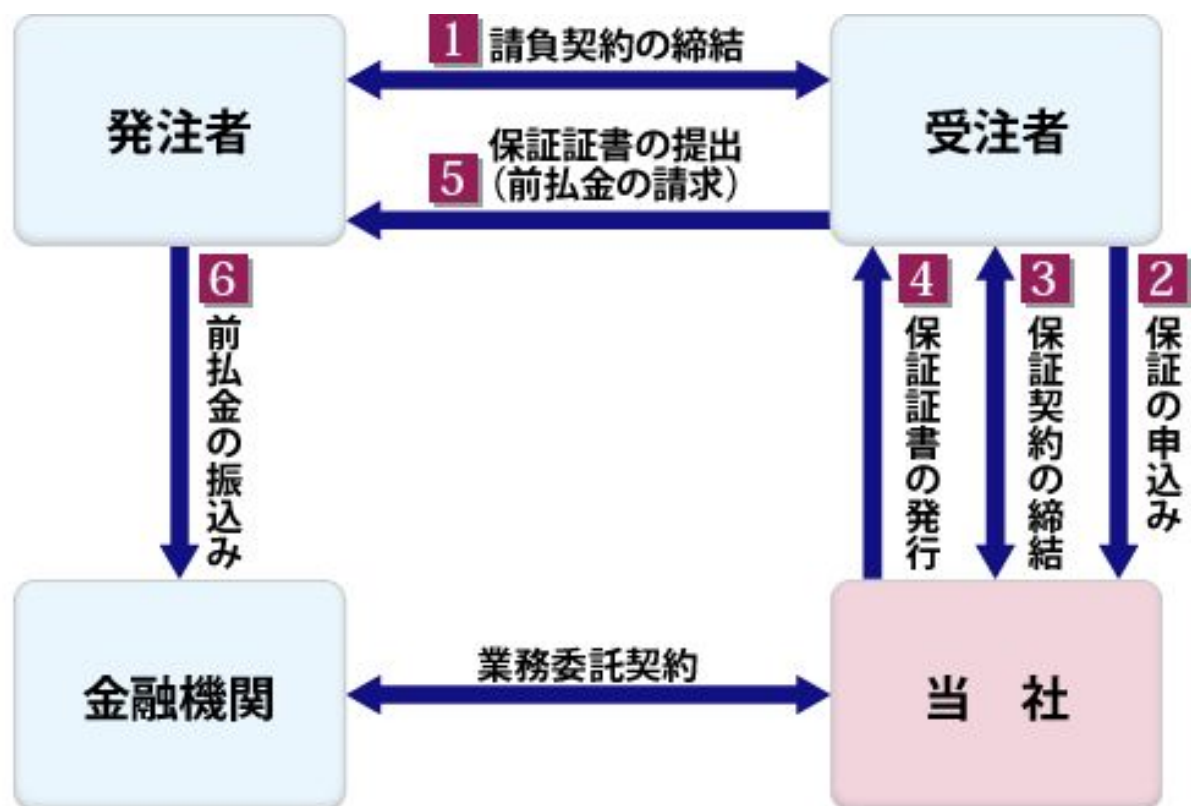
参考資料1 前払金保証とは

- ・建設企業が公共工事の発注者から請負代金の一部(通常、請負金額の40%以内)を、着工資金として受け取るために必要な保証。
- ・建設企業の債務不履行により契約が解除された場合に、発注者が支出した前払金を限度に保証するもの。

(1) 前払金のメリット

発注者	建設企業
<ul style="list-style-type: none">・部分払の際の工事出来高検査など事務手続きが軽減される。・工事の着工、施工に必要な資金を前払いすることにより、適正な施工が確保される。	<ul style="list-style-type: none">・低廉な保証料で着工資金が賄える。・保証人や担保の設定等が不要。

(2) 前払金保証のながれ



※金融機関は、当社と業務委託契約を締結した金融機関の中から受注者が選択します。

○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（抜粋）

昭和 27 年 6 月 12 日
法律 第 184 号

最終改正：平成 19 年 3 月 30 日 法律第 6 号

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、公共工事に関する前払金の適正且つ円滑な実施を確保するため、前払金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前払金保証事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施工に寄与することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

2 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前払金をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために発注者がその公共工事の請負契約を解除したときに、前払金をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額（前払金をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前払金をした額を限度とする。以下「保証金」という。）の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。

3 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第 13 条の 2 第 1 項の規定による支払を含む。）をすることを目的とする事業をいう。

4 この法律において「保証事業会社」とは、第 5 条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。

5 この法律において「保証契約」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第 13 条の 2 第 1 項の規定による支払を含む。）に関する契約をいう。

○ 法律第2条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事

〔昭和39年5月9日
建設省告示第1333号〕

最終改正：平成19年10月10日 国土交通省告示第1312号

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項の規定により、次に掲げる工事及び測量を公共工事として指定する。

- 1 電気事業、ガス事業、郵便事業又は放送事業の設備拡充に関する工事及び測量
- 2 電信電話工事及びこれに関する測量
- 3 鉄道軌道工事及びこれに関する測量
- 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校舎その他の教育施設、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する私立図書館の施設又は博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する私立博物館の施設に関する工事及び測量
- 5 製鉄業、石炭採掘業、石油鉱業、石油精製業（石油備蓄を行う事業を含む。）、合成繊維工業、硫安工業、製塩業又は造船業の設備拡充に関する工事及び測量
- 6 国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人（営利法人を除く。）の発注する工事及び測量
- 6の2 国の資金協力を受けて外国政府の発注する工事及び測量
- 7 国又は地方公共団体が出資している法人の発注する工事及び測量並びにこれらの法人が耐火建築促進のために貸し付ける資金に係る工事及び測量
- 8 日本勤労者住宅協会の発注する工事及び測量
- 9 日本政策投資銀行が出資している者の発注する工事及び測量並びにその融資資金に係る工事及び測量
- 10 沖縄振興開発金融公庫が出資している者の発注する工事及び測量並びにその融資資金（沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第1号の規定に基づくものに限る。）に係る工事及び測量
- 11 健康保険組合若しくはその連合会又は国民健康保険組合若しくはその連合会の発注する工事及び測量
- 12 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく国家公務員共済組合若しくはその連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合若しくはその連合会の発注する工事及び測量
- 13 森林組合、農業協同組合、漁業協同組合又はこれらの連合会の発注する工事及び測量
- 14 財団法人郵政互助会又は財団法人電気通信共済会の発注する工事及び測量

- 15 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定により道路管理者以外の者の行なう道路に関する工事及び測量並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定による自動車道に関する工事及び測量
- 16 厚生年金保険積立金又は国民年金積立金の還元融資に係る工事及び測量
- 17 財団法人高速道路交流推進財団の発注する工事及び測量
- 17 の 2 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 11 条第 2 号及び第 3 号に規定する施設に関する工事又は測量
- 18 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業に係る工事及び測量
- 19 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業に係る工事及び測量
- 20 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業に係る工事及び測量
- 21 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者の発注する工事及び測量